

# 利用料表（概算）

神港園ショートステイ白川

令和6年8月1日

単位（円）

## I 介護保険サービス利用料

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額					
		1割負担の場合		2割負担の場合		3割負担の場合	
		1日	10日	1日	10日	1日	10日
支援1	従来型個室	481	4,808	962	9,616	1,443	14,423
	多床室						
支援2	従来型個室	598	5,981	1,196	11,961	1,794	17,941
	多床室						
介護1	従来型個室	643	6,428	1,286	12,856	1,929	19,284
	多床室						
介護2	従来型個室	717	7,164	1,433	14,327	2,149	21,491
	多床室						
介護3	従来型個室	795	7,942	1,589	15,884	2,383	23,826
	多床室						
介護4	従来型個室	869	8,688	1,738	17,376	2,607	26,064
	多床室						
介護5	従来型個室	943	9,424	1,885	18,847	2,827	28,271
	多床室						

## II 居住費及び食費

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	10日	1日	10日
1	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	個室	380	3,800	300	3,000
		多床室	0	0	300	3,000
2	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で80万円以下の方	個室	480	4,800	600	6,000
		多床室	430	4,300	600	6,000
3①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	個室	880	8,800	1,000	10,000
		多床室	430	4,300	1,000	10,000
3②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で120万円超の方	個室	880	8,800	1,300	13,000
		多床室	430	4,300	1,300	13,000
4	・上記以外の方	個室	1,640	16,400	1,700	17,000
		多床室	855	8,550	1,700	17,000

※食費内訳 朝食：290、昼食：750、夕食：660 計1,700/日

## III その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	ホーム喫茶	施設内ホーム喫茶における、珈琲、お茶、おやつ等の料金	1回	実費
2	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
3	日帰り旅行	日帰り旅行にかかる料金	1回	実費

※ I・II・IIIにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

## IV その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額		
1	理美容	カット・パーマ・ヘアマニキュア等の理美容にかかる料金	1回	カット	顔そり	カラー
				1,800	500	6,000
2	衣類等レンタル	利用中に衣類、下着、寝間着等の衣類などのレンタル料金	1日	220		
3	連絡ファイル	連絡票、配布物等を入れるケースファイル	1個	55		

※金額は、税込み金額となります。 ※理美容費は業者により変更となる場合があります。

# 介護保険サービス 加算項目説明

単位 (円)

## V 介護保険サービス利用料 基準金額に含まれるもの (体制加算)

加算名称	日額 (1割負担)	日額 (2割負担)	日額 (3割負担)	内容
看護体制加算Ⅰ	5	9	13	一定の基準の配置条件を満たす場合
看護体制加算Ⅱ	9	17	26	一定の基準の配置条件を満たす場合
夜勤職員配置加算Ⅰ	14	28	42	夜勤を行う介護職員の数が必要な配置要件を満たす場合
機能訓練体制加算	13	26	39	機能訓練指導員の職務に従事する看護師等の職員を1名以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20	39	58	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が80/100以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本単位×各加算に140/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

## VI 介護保険サービス利用料 個別加算されるもの

加算名称	日額 (1割負担)	日額 (2割負担)	日額 (3割負担)	内容
個別機能訓練加算	60	120	179	機能訓練指導員の職務に従事する職員により、個別に機能訓練計画に沿った計画的な機能訓練を行う場合
若年性認知症受入加算	128	256	384	一定の基準を満たす施設において、若年性認知症利用者を受け入れた場合
口腔連携強化加算	54	107	160	口腔の健康状態に対して、歯科専門職と連携を取り対応を行った場合 (1月に1回限り)
看取り連携体制加算	69	137	205	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合
緊急短期入所受入加算	96	192	288	必要性において、緊急短期入所の受入れを行った場合。(入所日から最長14日間)
送迎加算	197	393	589	入所者・家族の事情により送迎を行うことが必要と認められる場合において、利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合 (片道)

I 介護保険サービス利用料

+

II 居住費及び食費

+

III その他のサービス利用料

=

合計